

## 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）について

### 利用料金

#### （１）短期入所療養介護の基本料金

- ① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。）

#### 基本型

##### 個室

・要介護1	753円
・要介護2	801円
・要介護3	864円
・要介護4	918円
・要介護5	971円

##### 多床室（2人以上の相部屋）

・要介護1	830円
・要介護2	880円
・要介護3	944円
・要介護4	997円
・要介護5	1,052円

#### その他型

##### 個室

・要介護1	738円
・要介護2	784円
・要介護3	848円
・要介護4	901円
・要介護5	953円

##### 多床室（2人以上の相部屋）

・要介護1	813円
・要介護2	863円
・要介護3	925円
・要介護4	977円
・要介護5	1,031円

※短期入所中に個別にリハビリテーションを行った場合に1日に付き240円が加算されます。

※入所時および退所時に送迎を行った場合には、それぞれ片道184円加算されます。

※疾病治療として適切な栄養量及び内容を有する療養食の提供を行った場合に1食8円が加算されます。

※居宅サービス計画に位置づけられてない、緊急短期入所が必要となった場合に利用日より7日・14日間にかぎり、緊急短期入所受入加算90円が加算されます。

※医師が認知症、心理状態を認め、在宅生活が困難で、緊急に入所された場合に認知症行動・心理症状緊急対応加算200円が入所日より7日間加算されます。

※65才未満の認知症で受入し、個別担当者のもと対応した場合に若年性認知症利

用者受入加算 120円が加算されます。

※要介護4又は5であって、手厚い医療が必要な状態ある利用者に対して医学的管理のもと実施した場合に重度療養管理加算 120円が加算されます。

※治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行い、同意を得てかかりつけ医に対し診療情報の提供を行った場合に、総合医学管理加算として 10 日間を限度に 1日 275円が加算されます。

※介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が 80%以上又は勤続 10 年以上の介護福祉士が 35%の場合、サービス提供体制強化加算 (I) として、1日 22円が加算されます。

※夜勤を行う職員数が基準以上配置されていた場合に、夜勤体制加算として 1日 24円別途料金が加算されます。

※なお、緊急時に所定の対応を行った場合、緊急時治療管理 518円が加算されます。

※介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下で歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を行なった場合、口腔連携強化加算月 50円が加算されます。

※生産向上委員会を通じて安全対策を講じた上で、ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行い、機器等を導入してその効果のデータ提供をした場合に生産性向上推進体制加算 (II) として月 100円、さらに見守り機器等を複数導入して、介護助手の活用等の取組等を行った場合には、生産性向上推進体制加算 (I) 月 100円が加算されます。

※厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員の賃金改善等を実施している事業所に認められる加算で、下記の割合に応じた報酬を加算します。

介護職員処遇改善加算 I 介護報酬総単位数の 7.5%

## (2) 介護予防短期入所療養介護の基本料金

① 施設利用料 (要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は 1日当たりの自己負担分です)

### 基本型

#### 個室

・要支援 1 579円  
・要支援 2 726円

#### 多床室 (2人以上の相部屋)

・要支援 1 613円  
・要支援 2 774円

### その他型

#### 個室

・要支援 1 566円  
・要支援 2 711円

#### 多床室 (2人以上の相部屋)

・要支援 1 601円  
・要支援 2 758円

※短期入所中に個別にリハビリテーションを行った場合に 1日に付き 240円が加算されます。

※入所時および退所時に送迎を行った場合には、それぞれ片道 184円加算されます。

※疾病治療として適切な栄養量及び内容を有する療養食の提供を行った場合に 1食 8円が加算されます。

※医師が認知症、心理状態を認め、在宅生活が困難で、緊急に入所された場合に認

知症行動・心理症状緊急対応加算 200円が入所日より7日間加算されます。

※65才未満の認知症で受入し、個別担当者のもと対応した場合に若年性認知症利用者受入加算120円が加算されます。

※治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行い、同意を得てかかりつけ医に対し診療情報の提供を行った場合に、総合医学管理加算として7日間を限度に1日275円が加算されます。

※介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が80%以上又は勤続10年以上の介護福祉士が35%の場合、サービス提供体制強化加算として、1日に付き22円が加算されます。

※夜勤を行う職員数が基準以上配置されていた場合に、夜勤体制加算として1日24円別途料金が加算されます。

※なお、緊急時に所定の対応を行った場合、緊急時治療管理518円が加算されます。

※厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金改善等を実施している事業所に認められる加算です。

介護職員処遇改善加算 I

介護報酬総単位数の7.5%

※(1)及び(2)の基本料金は、介護保険法におけるサービス費の自己負担1割分ですが、介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。

(3) その他の料金

①食費/1日      ・朝食 410円      昼食 550円      夕食 510円

②滞在費（療養室の利用費）/1日

・従来型個室      1077円

・多床室      437円

※上記①「食費」及び②「滞在費」において、国が定める負担限度額段階の利用者の自己負担額については、市町から交付された「介護保険負担限度額認定証」に記載された負担限度額に従って負担いただきます。

③特別な室料

2人室      (1日当たり)      280円

④理美容代      (1日当たり)      2,500円

⑤電気代      (1日1品)      30円

⑥洗濯料      (1日当たり)      120円

⑦日用品費      (1日当たり)      200円

⑧おやつ代      (1回当たり)      100円

⑨その他は、実費とする。

※⑥～⑨については、別紙、選択申込書から希望利用頂けます。